

福井地方最低賃金審議会 第1回 検討小委員会 議事要旨

- 1 日時 令和8年9月7日（月）午後1時30分～午後3時35分
- 2 場所 福井労働基準監督署 2階 大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名（定数3名）
労働者代表委員 3名（定数3名）
使用者代表委員 3名（定数3名）
申出人 2名
参考人 2名
- 4 議題
 - （1）令和8年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（紡績業，化学繊維，織物，染色整理業）
 - （2）令和8年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討（繊維機械，金属加工機械製造業）
 - （3）その他
- 5 議事要旨
冒頭、委員長に坪川委員、委員長代理に竹川委員が選出された。

議題（1）について

申出人からの意見聴取

- ・ 特定最低賃金は、労働条件の向上、公正競争の確保、労働交渉機能の補完、健全な労使関係の構築の役割を果たしている。
- ・ 特定最低賃金の優位性確保が課題となっているが、その必要性は変わらない。
- ・ 福井県は原料から製品化までの工程が地域内に集積した「総合産地」の特徴を有している。このような産地構造は全国的にも珍しい。
- ・ 工程が集積していることにより、多様化する市場ニーズへの迅速な対応、小ロット生産への対応が可能となっている。
- ・ 商社機能も地域内に存在しており、福井県の繊維産業の大きな特徴となっている。
- ・ 繊維産業全体では全国的に事業所数が減少する傾向にあるが、福井県はその中でも比較的産業集積が維持されている地域の一つである。

- ・ 繊維産業は、大量生産型から高付加価値・高機能素材中心の産業へ転換している。
- ・ 高機能素材や環境対応分野が今後の成長分野となっている。
- ・ 福井県は高機能繊維や化学繊維分野において世界トップクラスの素材開発力を有している。
- ・ 特殊加工技術や技能者層の質の高さが大きな強みとなっている。
- ・ 繊維産業の課題、技能継承の難しさが課題となっている。
- ・ 全国の繊維産業と同様の課題を抱えているが、福井県は歴史や技術基盤、産業構造面で強みを有している。
- ・ 若手人材の不足が深刻化している。
- ・ 人手不足が高止まりしており、企業間の採用競争が激化している。
- ・ 大手企業だけでなく地方の中小企業にも賃上げの動きが広がっている。
- ・ U Aゼンセンの賃上げ状況についてU Aゼンセン結成以来、最高水準の賃上げ結果となった。
- ・ 経営側は物価上昇への対応や人材確保のための「人への投資」の必要性について一定の理解を示している。
- ・ 中小企業においても、人材確保のためには労働条件の改善が不可欠との認識が広がっている。
- ・ 一方で、業績によって賃上げ可能な企業と、実施したくても困難な企業が存在する。
- ・ 賃上げ実施には生産性向上が必要との認識も強い。
- ・ 全体としては、物価上昇率を上回る水準の賃上げが実現したと評価している。
- ・ 地域別最低賃金の大幅引上げにより、特定最低賃金との差が縮小していることから、各地で金額改正に慎重な意見も見られる。
- ・ 福井県の繊維産業は、生産品目を変化させながら技術蓄積を進めてきた。
- ・ 企業だけでなく、大学や行政など関係機関との連携を通じて発展を続けてきた。
- ・ 産学官の連携が活発であることは福井県の大きな特徴である。

質疑応答

- ・ 公益委員から労働組合組織率について質問があり、申出人は約 1.7%であり、組織率は減少傾向にある旨回答した。
- ・ 公益委員から、近年の最低賃金引上げを踏まえ、繊維産業における下請企業への価格転嫁の状況について質問があり、申出人からは、価格転

嫁は依然として十分とは言えない状況である、労使双方において価格転嫁に対する認知や理解が十分に浸透していない面がある、なぜ価格転嫁が必要なのかという理解が十分広がっていないと感じている旨の回答があった。

- ・ 公益委員から、資料では事業所数は減少している一方で全国シェアは上昇しているように見える要因について質問があり、申出人からは、繊維産業全体としては縮小傾向にあり、福井県内の事業所数も減少しているが、全国と比較すると減少率は低く、比較的産業集積が維持されている、福井県のシェア上昇は、県内が大きく成長したというよりも、全国の事業所数の減少がより大きかったことが要因である、福井県としては産業集積を維持し、事業所を残していくための取組が重要であるとの認識が示された。

参考人からの意見聴取

- ・ 繊維業界の景況は業種や企業によって差があるものの、現在はファッション、医療資材、産業資材など幅広い分野で厳しい状況にある。
- ・ 従来は一部の分野が好調で業界全体を支える状況があったが、現在は全体的に厳しい環境となっている。
- ・ カーシート関連は一部の車種向けが堅調であるものの、全体として好況とは言えない。
- ・ インテリア関連は低調な状況が続いている。
- ・ スポーツ用途など一部の分野は比較的持ちこたえている。
- ・ 福井県毎月勤労統計調査（令和8年7月31日公表）によると、繊維工業の賃金水準は製造業平均を下回っている。製造業平均を100とした場合、繊維工業は約82.4%の水準である。電子デバイス、電気機械、化学・石油石炭製品などの業種と比較して低い状況にある。建設業、情報通信業、金融保険業など製造業以外の業種と比較しても低い水準となっている。
- ・ 下請構造の中で価格転嫁は進んでいるものの、十分とは言えない。
- ・ 平均的にはコスト上昇分の半分程度しか価格転嫁できていないとの認識を持っている。
- ・ 独自技術や代替困難な製品を持つ企業は価格転嫁しやすい傾向がある。
- ・ 一方で一般的な製品では価格転嫁が難しく、取引先から価格抑制圧力を受けるケースも多い。
- ・ 消費者が価格上昇を受け入れにくい環境があり、販売価格への転嫁が難しい。

- ・ コスト上昇分を販売価格に反映すると需要減少につながる懸念がある。
- ・ 現在は受注そのものが不足しており、仕事の確保が優先課題となっている企業も存在する。
- ・ 商社から低価格での受注提案を受けるケースがあり、採算面から受注を断る事例もある。
- ・ 福井の生産物は売上の6割から7割程度を輸出に依存している。
- ・ 繊維業界は輸出依存度が高く、海外景気の影響を強く受ける。
- ・ 中国市場
景気低迷の影響を受けている。
中国向け輸出や中国市場依存度の高い企業は厳しい状況にある。
- ・ 欧州市場
中国景気低迷の影響を受け、欧州経済も低調。
欧州高級ブランド向け生地の販売にも影響が出ている。
- ・ 東南アジア市場
景況は比較的良好である。
ただし市場規模が中国ほど大きくない。
- ・ 中東市場
需要は比較的堅調。
一方で国際情勢の影響により輸送面で支障が生じている。
物流コスト上昇が課題となっている。
- ・ 人材確保を重要課題として位置付けている。
- ・ 各企業では26年度3.5%～6%程度の賃上げを実施するなど、積極的な賃金改善に取り組んでいる。
- ・ 賃上げを通じて採用・定着を図ろうとしている。
- ・ 福井県は求人倍率が高く、人材採用が困難な状況にある。
- ・ 多くの企業が外国人技能実習生を活用している。
- ・ 織物工業組合では外国人材に関する技能評価試験を実施している。
- ・ 令和7年度は44社・211名が試験を受験した。実際には300名の外国人技能実習生が従事している。
- ・ 技能実習生についても最低賃金を上回る処遇を行う企業が増えている。
- ・ 特定最低賃金に関する見解として、繊維業界は産業全体として賃金水準が高いとは言えず、さらに特定最低賃金を上乗せすることは難しい旨の意見を示した。

質疑応答

- ・ 公益委員から、繊維産業における労働者の年齢構成やパート比率、最低賃金近辺で働く労働者の状況について質問があり、参考人は組合として詳細な統計データは保有していないが、感覚的なものとして正社員が中心ではあるが、パートタイム労働者、外国人材を活用しながら柔軟な雇用運営を行っている、企業ごとに状況は異なるとの認識を示した。
- ・ 公益委員から、若手人材の育成・確保状況について質問があり、参考人は、企業によって状況は異なる、後継者がおり、経営状況が良好な企業では、有能な若手人材の採用が進んでいる、将来の経営を担う人材が育成されている企業も存在する旨回答した。
- ・ 公益委員から、従業員に占める技能実習生の割合について質問があり、参考人は織物業界全体では技能実習生は約 300 人程度であり、業界全体の労働者数から見ると比率はそれほど高くない、日本人労働者の割合が圧倒的に高い状況であるとの認識を示した。受入れには住宅確保、生活支援等多くの費用が発生する。技能実習生の活用は単に人件費削減を目的としたものではない、本来は日本人を雇用したいが、有効求人倍率が高く人材確保が困難なため技能実習生を活用しているものである旨回答した。
- ・ 併せて、技能実習生は入社後すぐに十分な技能を発揮できるわけではなく、育成期間が必要である。
- ・ 労働者側委員から、外国人技能実習生数の推移と、日本人労働者を十分確保できないことによる影響について質問を受け、参考人からは技能実習生は年々増加しているわけではなく、現在は業界全体でおおむね 300 人程度、コロナ禍前は現在より多かった、技能実習生の活用により人手不足を補っている面はある一方で、技能の蓄積や継承という観点では課題もあり、一定の影響があるとの回答があった。
- ・ 労働者側委員から、価格転嫁が十分に進まない要因について質問があった。特に、原材料費や燃料費は認められるが人件費分は認められにくいのか、あるいは費目に関係なく全体として一部しか認められない状況なのかという質問があった。参考人は、電気料金などのエネルギーコストについては、取引先から一定の理解を得られ、価格転嫁が認められるケースが多い一方で、人件費上昇分については十分な価格転嫁が難しい状況にある、各企業は人材確保のため賃上げを実施しているが、そのコストを販売価格へ反映することは容易ではない旨回答した。
- ・ 労働者側委員から、福井県を代表する産業として今後の方向性や、行政・国への要望活動について質問があり、参考人は、経済産業省とは継続的に意見交換を行っている、経済産業省生活繊維課と連携しており、

コロナ禍においても業界の実情を伝え、意見交換を実施した、今後も国に対して要望活動を行う予定である旨回答した。具体的な要望事項の例として、中小企業が賃上げを継続できる環境整備、適正な価格転嫁の実現、エネルギー価格高騰への対策、中小企業の技術やノウハウの保護等を挙げた。併せて業界独自の取組として、「福井繊維ミライネット」の機能強化、検索性を向上させたウェブサイトへ刷新し、国内外から共同開発や受注の問い合わせを増やすことを目指し、組合企業へのアクセス向上を通じて受注拡大と収益向上につなげたいとしている。

- ・ 使用者側委員から、繊維産業における価格転嫁に対する商社の影響力について質問があり、参考人は、組合員企業の中には商社へ販売している企業も多く、商社の影響力は大きいものの、一方で、商社もさらにその先の取引先へ販売しているため、商社自身が価格転嫁できるかどうか重要な要素になる、価格転嫁の課題はサプライチェーン全体の問題であるとの認識を示した。
- ・ 使用者側委員から、繊維産業では企業ごとの経営状況に大きな差があるとの認識が示され、人件費上昇に加え、社会保険料負担も増加しているため、企業負担は賃上げ率以上に大きくなっているとの指摘があった。そのため、基本給は引き上げる一方で、賞与など年間賃金総額で調整せざるを得ない企業もあるのではないかと質問があった。参考人は、組合として個別企業の賃金や賞与に関する詳細な情報は把握していない、機密性の高い情報であり、組合として統計的な把握は行っていない、一方で、経営者との会話の中では、賃上げ負担や年間人件費の増加に関する悩みを耳にすることがあると述べた。

議題（２）について

申出人からの意見聴取

- ・ 特定最低賃金の改定が必要である旨の意見を持っている。
- ・ 地域別最低賃金は、地域で働く労働者の生活を守るためのセーフティネットとしての役割を担う一方、特定最低賃金は、当該産業における基幹労働者の最低賃金を定める制度である。
- ・ 産業の発展や人材確保という観点から、産業にふさわしい賃金水準を議論することが重要である。
- ・ 繊維機械・金属加工機械製造業を含む金属産業では、労働組合の有無によって賃上げ状況に差が生じている。
- ・ 労働組合のある企業とない企業の間で、近年の賃上げ率に格差が見られる。

- ・ 資料に示された「労働組合の有無別賃上げ率」によると、労働組合のある企業の方が賃上げ率は高い傾向にある。
- ・ 組合のある企業とない企業との格差が拡大し、賃金の二極化が進んでいる。
- ・ 同じ産業で働く労働者間の賃金格差是正という観点からも、特定最低賃金制度の役割は重要である。
- ・ 労働組合の有無によって賃上げ率に大きな差が生じており、賃金の二極化が進んでいる。
- ・ 同一産業内で大きな格差が生じることは、公正な競争環境の観点からも課題がある。
- ・ 特定最低賃金には、産業全体の賃金水準を底上げし、適正な競争環境を維持する役割があると主張した。
- ・ 地域別最低賃金の大幅引上げが続いているものの、それによって特定最低賃金の役割が代替されるものではない。
- ・ 労働局資料「福井県の工業」のデータによれば、繊維機械・金属加工機械製造業は、事業所数（5位／24位）、従業者数（8位）、出荷額、付加価値額（8位）の各指標において福井県内産業の中でも上位に位置する産業である。
- ・ 産業規模の割合は全体の10%未満であるが、県内の主要産業の一つとして一定の付加価値を生み出していると評価した。
- ・ 令和6年の労働分配率は51.8%であり、令和4年（55.5%）、令和5年（53.8%）と比較すると低下している。
- ・ 労働分配率は低下傾向にあり、付加価値が十分に賃金へ還元されていない状況がうかがえる、付加価値を賃金へ適切に配分することが重要である。
- ・ 令和8年6月時点の福井県鉱工業データでは、前年同時期を上回る水準となっており、業界の受注や生産活動は比較的堅調である。
- ・ 令和8年6月時点では、求人数72人に対し充足数19人となっており、求人に対して充足が追いついておらず、人手不足が継続している。
- ・ 2026春季生活闘争では、労使双方ともに、物価上昇への対応、人材流出の防止、新規採用の確保が課題となっている。そのため、定期昇給だけでなくベースアップによる賃金水準の引上げが必要との認識が共通している。
- ・ 賃上げが実現している企業では、価格転嫁も一定程度進展している。
- ・ JAMとしては「賃上げ」と「価格転嫁」を一体の取組として推進している。

- ・ 企業内最低賃金については、当該産業の2労働組合から企業内最低賃金協定の資料を提出してもらっているが、両労組とも高卒初任給を基準とした企業内最低賃金を設定している。
- ・ 今年度の賃上げ後の初任給水準を反映し、企業内最低賃金協定を更新している。
- ・ 昨年度の全国の特定最低賃金改定状況について、JAMの把握では、Bランク地域において地域別最低賃金を上回る金額改定を実施した事例が8件あった。全国的にも産業別最低賃金の引上げに取り組んでいる地域が存在する。福井県においても、産業の発展と人材確保の観点から特定最低賃金について十分な議論が必要である。
- ・ 地域別最低賃金を100とした場合の当該産業の特定最低賃金は地域別最低賃金を上回る水準にあり、優位性が維持されていると主張した。
- ・ 資料によると、令和8年度の中位数は126、また第1・4分位数でも124.5となっている。
- ・ 過去10年間にわたり、いずれも100を上回る水準を維持しており、当該産業の基幹労働者にふさわしい賃金水準として機能している。
- ・ 地域別最低賃金が1,112円となったことを踏まえ、仮に特定最低賃金の必要性が認められなかった場合は同額となる。
- ・ その場合の影響率は5.2%、対象人数は53人との説明があった。
- ・ 福井県全体の地域別最低賃金改定における影響率（27.5%、36,411人）と比較すると低い数字である。
- ・ また、仮に特定最低賃金が更に引き上げられた場合でも、影響を受ける労働者数の増加は限定的である。このことから、特定最低賃金改定による企業への影響は大きくない。
- ・ 高校卒業者数は少子化の影響により減少傾向にある。
- ・ 最新データでは就職者割合が18.2%となり、前年より低下している。
- ・ 若年労働力の確保が一層困難になっている。
- ・ JAM福井県協議会加盟組合との意見交換では、多くの組合が人手不足を重要課題として挙げた。
- ・ 退職者が発生しても十分な採用ができない状況が続いている。
- ・ 欠員については既存従業員の残業や休日出勤で対応している企業が多いとの説明があった。
- ・ 20代・30代の若手社員の離職が課題として報告されている。
- ・ 若手人材不足により、技能伝承が困難になっている。

- ・ 現在の熟練技能者が退職した後、技術や技能を引き継ぐ人材が不足する懸念がある。
- ・ 技能継承が進まなければ、企業や産業全体の衰退につながる可能性がある。
- ・ 人材確保や産業の発展のためには、魅力ある労働条件・賃金水準の確保が必要である。
- ・ 特定最低賃金は産業の魅力向上や活性化のための重要な制度である。
- ・ 賃金の二極化防止、人材確保、技能伝承、産業発展の観点から、特定最低賃金改定の必要性がある。

質疑応答

- ・ 使用者側委員から、特定最低賃金が公正競争の確保にどのように関係するのか質問があった。申出人は、企業間で賃金水準に大きな差が生じると人材確保に影響が生じる、人材が一部企業へ集中し、他企業では人材不足によって生産活動に支障が生じる可能性がある、産業全体として適正な競争環境を維持するため、最低限の賃金水準を確保する必要がある旨回答した。
- ・ 使用者側委員から、労働分配率について企業規模別のデータがあるか質問があり、申出人は企業規模別データを把握していないと回答した。
- ・ 使用者側委員から、輸入関連企業や中小企業の中には厳しい経営環境に置かれている企業もあり、近年の地域別最低賃金の大幅引上げを踏まえると、従来と同じ考え方で特定最低賃金を議論できるのかとの意見が示されたのに対し、参考人は、資料の影響率を見る限り、地域別最低賃金 1,112 円に引き上げられた場合でも影響率は 5.2%、対象者数は 53 人である、当該産業の多くの企業は既にその水準を上回る賃金を支払っていると考えられる、仮に特定最低賃金が更に引き上げられても、影響人数は限定的であるとの考えを示し、こうした状況を踏まえると、産業の将来や人材確保の観点から前向きな議論を行うべきと主張した。
 - ・ 経営者側の中には特定最低賃金の適用範囲や制度内容を十分理解していないケースもあるのではないかな。
 - ・ 特定最低賃金の対象者や業種区分を正しく理解した上で議論することが重要である。
 - ・ 使用者側委員との意見交換を通じて、制度理解を深めたい。
 - ・ 公益委員から、影響率の低さをどのように評価しているのか質問

があった。影響率が低いことは、多くの企業が既に一定水準以上の賃金を支払っていることの表れと認識している。

- ・ 特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、産業の発展や人材確保の観点から設定される制度であり、公正競争の確保の観点からも特定最低賃金を引き上げていくべきである。
- ・ 公益委員から、全国的に見た福井県の状況について質問があり、申出人は、隣県の石川県では、地域別最低賃金は福井県より高いものの、多くの特定最低賃金について改正の必要性が継続して認められていると回答した。併せて、福井県においても同様に、産業別最低賃金の意義を踏まえて検討すべきとの考えを示した。

参考人からの意見聴取

- ・ 特定最低賃金制度については、技能評価や人材確保の観点から一定の意義があることは認めるが、福井県では地域別最低賃金が当該特定最低賃金を上回っており、実際には地域別最低賃金が適用される状況となっている。このため、現時点で特定最低賃金を改正する必要性は乏しいとの見解を示した。
- ・ 制度としての実効性よりも、制度の複雑化、事務負担の増加、賃金決定の硬直化を懸念している。
- ・ 最低賃金の上昇は、小規模・零細企業と中小企業との格差をさらに拡大させる可能性がある。小規模・零細企業においては、廃業、採用抑制、外注先の縮小などにつながるおそれがある。
- ・ 結果として地域雇用や技能承継にも悪影響を及ぼしかねない。
- ・ 最低賃金の議論にあたっては、適正な価格転嫁の実現、生産性向上支援、中小企業の経営実態への配慮、地域雇用への影響、一体的に検討すべきである。
- ・ 機械製造業では、各企業が地域別最低賃金を踏まえつつ、雇用維持、人材確保、技能承継のため賃金改善に取り組んでいるものの、事業所数・従業員数の減少、人材不足、価格転嫁の遅れ、原材料・エネルギー価格の高止まり、円安、金利上昇、国際情勢リスクなどにより先行きは不透明である。
- ・ この状況下で地域別最低賃金に上乗せして特定最低賃金を改正することは、産業の持続的発展につながりにくい。
- ・ むしろ、取引適正化、価格転嫁促進、設備投資支援、人材育成支援、資金繰り支援を優先すべきとの考えを表明した。

質疑応答

- ・ 公益委員から業界の景況について半導体関連など一部業種は好調

に見えるが、実態はいかがと質問があり、参考人は半導体関連の一部企業は受注増加がある一方で繊維関連や自動車関連は厳しい状況が続いている、業界全体が好調という認識には違和感がある、価格転嫁も十分進んでいない旨を回答した。

- 公益委員から円安・中東情勢等について企業への影響の大きさについて質問があり、参考人は原材料やエネルギーコスト上昇への影響は大きい、将来の見通しが立ちにくく、設備投資にも慎重になっている、人件費増加は大きな負担となっている旨回答した。
- 労働者側委員から賃上げ以外で人手不足に対応する方法について質問があり、参考人は外国人材の活用、年金受給者・高年齢労働者の活用で対応している。賃上げだけで人材確保ができる状況ではない。
- 労働者側委員から若手人材確保・技能継承について業界として若手確保にどのように取り組んでいるか質問があり、参考人は工業系高校との連携、工場見学や技術者派遣、若年層に業界の魅力を知ってもらう活動を進めていると回答した。
- しかし経営環境が厳しく、設備投資や事業拡大に踏み切りにくい状況がある。
- 使用者側委員からの補足意見
原材料価格は元の水準に戻る見込みがなく、企業は資材調達で大きな苦勞をしている。見積り段階からコスト変動リスクを抱えており、固定費である人件費上昇は極めて厳しいとの認識が示された。